

S S 総合エネルギー拠点化事例集

令和4年6月
資源エネルギー庁石油流通課

改訂履歴

日付	改訂内容
令和 3 年 6 月	新規作成
令和 4 年 6 月	補助制度を令和 4 年度情報に更新 関係機関連絡先を最新情報に更新

1. 保安規制	P3
（1） S SにおけるEV・PHV充電サービスに対する保安規制	P4
① 消防法	P4
② 電気事業法	P8
（2） S Sにおける水素充填サービスに対する保安規制	P9
① 消防法	P9
② 高圧ガス保安法	P10
2. EV・PHV充電サービスの事例	P12
事例EV 1 :セルフ・サンハート本町 S S （小型 S Sに設置）	P13
事例EV 2 :セルフピュア新宿中央 S S （屋内・小型 S Sに設置）	P14
事例EV 3 :セルフピュア谷津 S S （超高速充電器を設置）	P15
事例EV 4 :杷木 S S （急速充電器を設置）	P16
3. 水素充填サービスの事例	P17
事例水素 1 :Dr.Driveセルフ神の倉店 （オンサイト型）	P18
事例水素 2 :鹿島 S S・いわき鹿島水素ステーション （オフサイト型）	P19
4. 補助制度	P20
（1） 充電器の設置に対する補助制度について	P21
（2） 水素ステーション併設に対する補助制度について	P23
5. 関係機関連絡先	P26

- 平時のみならず緊急時においても、石油製品の安定的な供給により、我が国の国民生活や経済活動を支えているサービスステーション（以下「ＳＳ」）は、カーボンニュートラルに移行する中においても、地域のエネルギー供給を担う重要かつ不可欠な社会的インフラです。
- また、ハイブリッド車、EV、PHVやFCVが普及していく中で、ＳＳはハイブリッド車等への燃料供給に加えて、EV、PHVやFCVへのエネルギー供給を担う総合エネルギー拠点として発展することが期待されています。
- 他方、ＳＳの敷地内にEV・PHV向けの急速充電器（以下「充電器」）や水素ステーション（以下「水素ST」）を設置することが、保安規制との関係で困難であるとの声もあります。
- こうした現場の声を受けて、本資料においては
 - ① ＳＳのレイアウトに影響する規制を中心とした保安規制の内容
 - ② ＳＳに充電器や水素STを設置する事例
 - ③ 充電器や水素STの設置に関する補助制度について紹介いたします。
- 最後に、本資料が、ＳＳの総合エネルギー拠点としての発展の一助となりますことを願ってやみません。

令和３年６月
資源エネルギー庁 資源・燃料部

1. 保安規制

1. (1) S SにおけるEV・PHV充電サービスに対する保安規制

① 消防法

❑ S SにEV・PHV向けの急速充電器（以下「充電器」）を設置する場合には、消防法に基づき、所轄の消防署の審査を経て市町村長の許可が必要になります。

❑ 充電器の設置については距離規制や常時監視について規制があります。

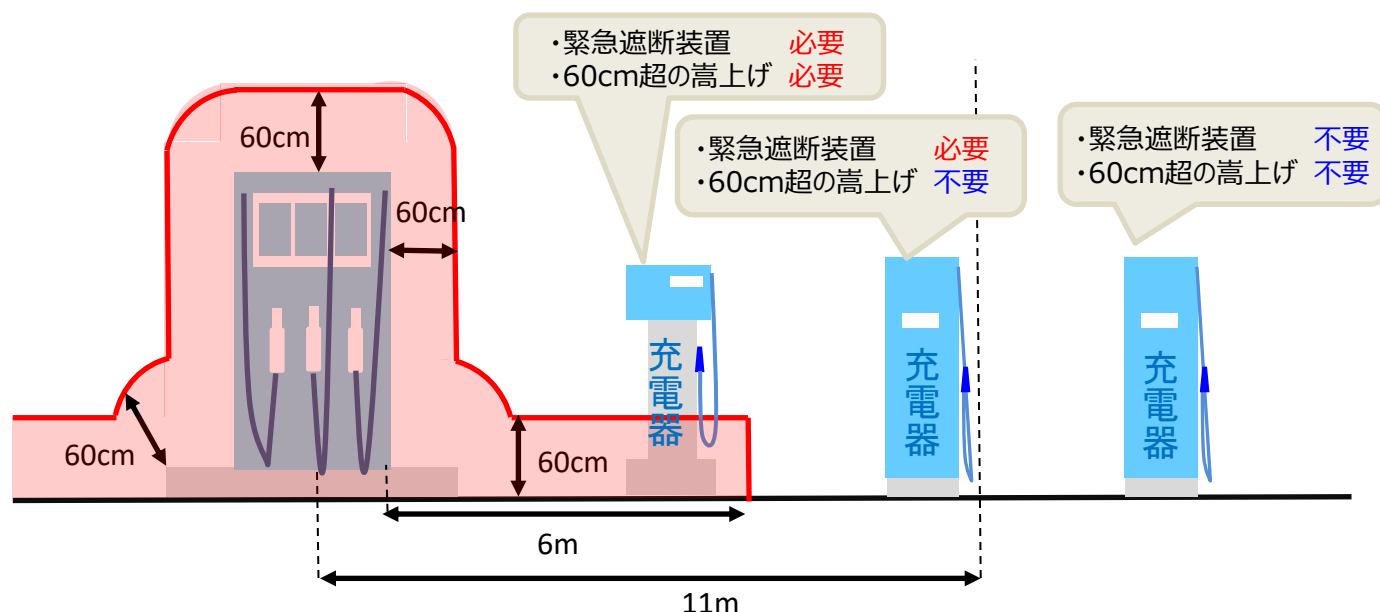
（i）距離規制：充電器を固定給油設備等から一定の距離を設けて設置するとともに、距離に応じた措置が必要

（ii）常時監視：充電器の使用状況について常時監視が必要

（i）距離規制

i）固定給油設備と充電器の距離に応じた措置（懸垂式の固定給油設備は②参照）

固定給油設備と充電器の距離	距離に応じた措置
60cm※1～6m以内※2	- 充電器の電源の緊急遮断装置の設置※4 - 充電器は基礎又は地盤面から60cm超の高さに設置※5
6m超※2～11m以内※3	緊急遮断装置の設置※4
11m超	なし



※1 固定給油設備の周囲60cmを含む。

※2 固定給油設備の端面から6m以内

※3 固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11m以内

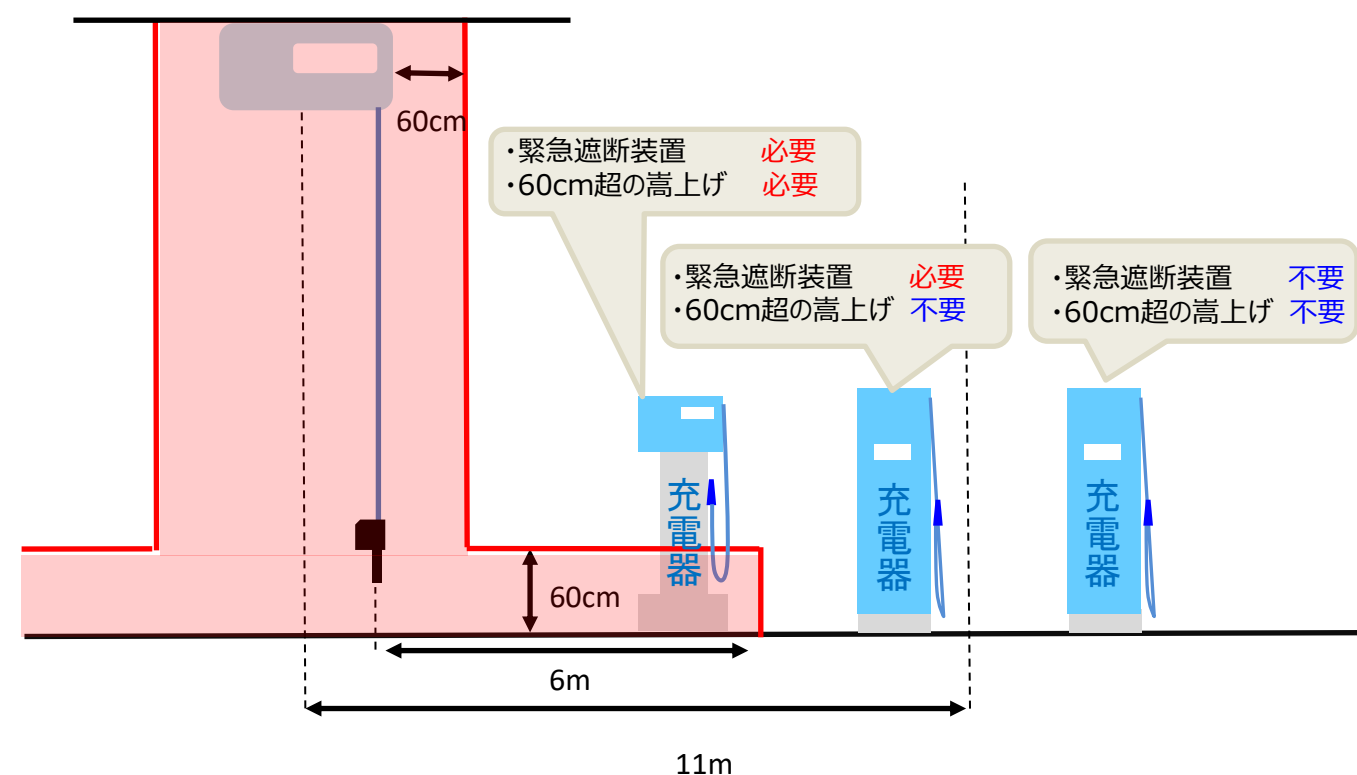
※4 緊急遮断装置は、ガソリン等の流出事故が発生した場合に容易に操作することができる場所（例えば、事務所等）に設けることが必要。

※5 電気設備を地面から60cm超の高さに設置する趣旨のため、例えば、①壁掛け式の充電器や、②充電器に内蔵されている電気設備が充電器の底から30cm超の高さにあるものを30cmの嵩上げ工事を行った上で設置する場合は、「基礎又は地盤面から60cm超の高さに設置」の要件を満たすこととなる。

1. (1) S SにおけるEV・PHV充電サービスに対する保安規制

ii) 懸垂式の固定給油設備と充電器の距離に応じた措置

固定給油設備と充電器の距離	距離に応じた措置
60cm※1～6m以内※2	- 緊急遮断装置の設置※4 - 充電器は基礎又は地盤面から60cm超の高さに設置※5
6m超※2～11m以内※3	緊急遮断装置の設置※4
11m超	なし



- ※1 固定給油設備の周囲60cmを含む。
- ※2 ホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線（当該引出口が可動式のものにあっては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線）から水平方向 6 m 以内
- ※3 ホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11m以内
- ※4 緊急遮断装置は、ガソリン等の流出事故が発生した場合に容易に操作することができる場所（例えば、事務所等）に設けることが必要。
- ※5 電気設備を地面から60cm超の高さに設置する趣旨のため、例えば、①壁掛け式の充電器や、②充電器に内蔵されている電気設備が充電器の底から30cm超の高さにあるものを30cmの高上げ工事をを行った上で設置する場合は「基礎又は地盤面から60cm超の高さに設置」の要件を満たすこととなる。

1. (1) S SにおけるEV・PHV充電サービスに対する保安規制

iii) 専用タンク等のマンホールと充電器の距離に応じた措置

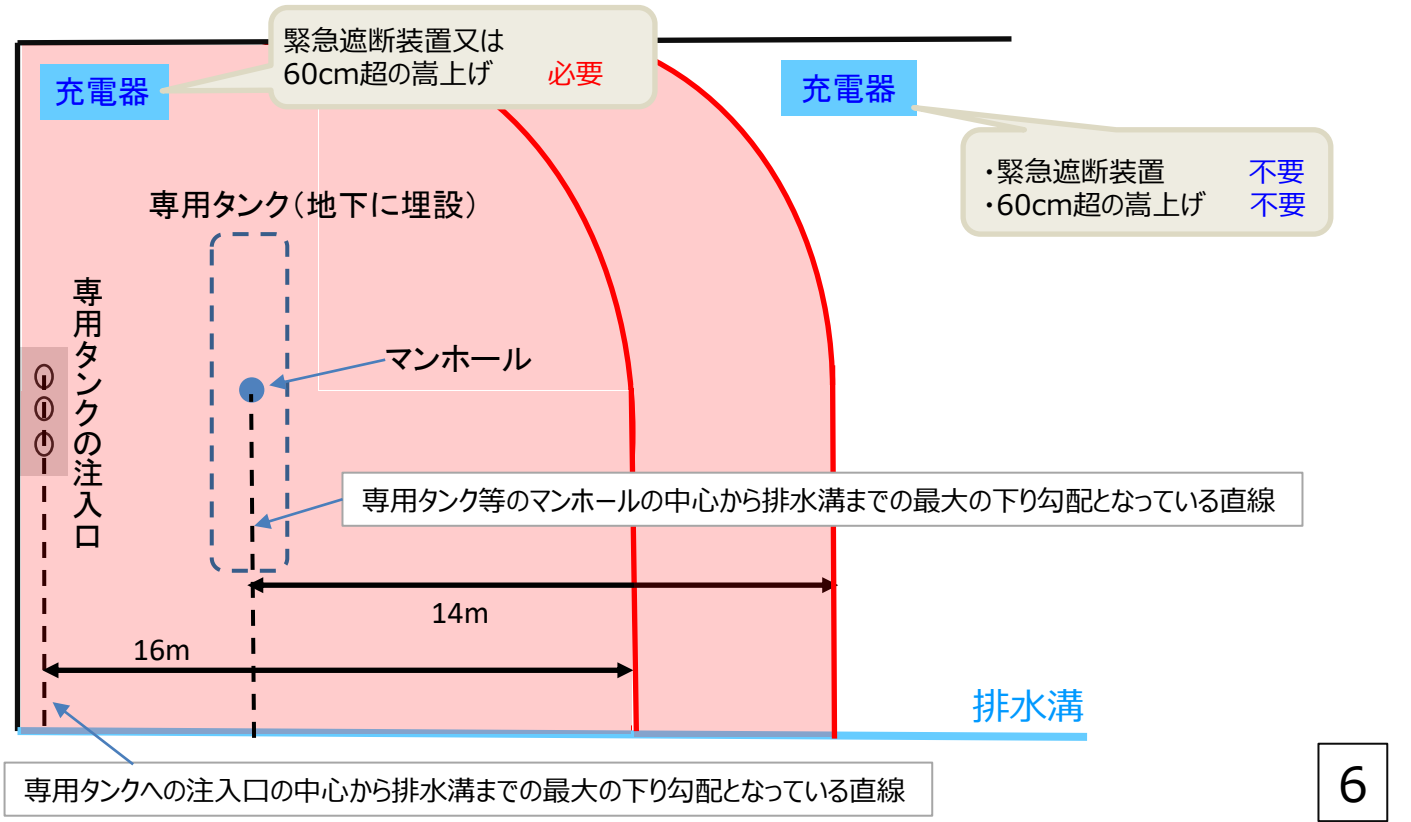
マンホールと充電器の距離	距離に応じた措置
14m以内※ 1	以下のいずれかの措置が必要 (ア)緊急遮断装置の設置※ 2 (イ)充電器は地盤面から60cm超の高さに設置
14m超	なし

- ※ 1 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向14m以内
- ※ 2 緊急遮断装置は、ガソリン等の流出事故が発生した場合に容易に操作することができる場所（例えば、事務所等）に設けることが必要。

iv) 専用タンクの注入口と充電器の距離に応じた措置

注入口から充電器の距離	距離に応じた措置
16m以内※ 1	以下のいずれかの措置が必要 (ア)緊急遮断装置の設置※ 2 (イ)充電器は地盤面から60cm超の高さに設置
16m超	なし

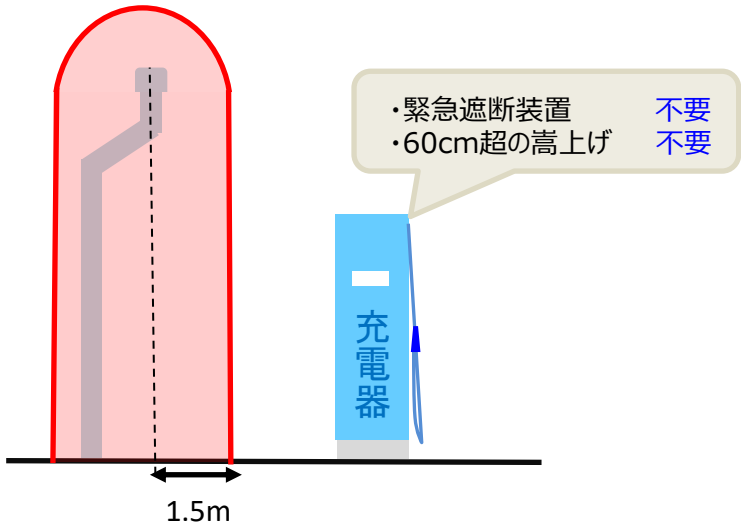
- ※ 1 専用タンクの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向16m以内
- ※ 2 緊急遮断装置は、ガソリン等の流出事故が発生した場合に容易に操作することができる場所（例えば、事務所等）に設けることが必要。



1. (1) S SにおけるEV・PHV充電サービスに対する保安規制

v) 専用タンクの通気管と充電器の距離に応じた措置

通気管と充電器の距離	距離に応じた措置
1.5m超※ 1	なし



※ 1 専用タンクの通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5m超

(ii) 常時監視

- 充電器の使用状況について常時適切に監視することが必要。従業員等が目視により充電器の使用状況を監視することが困難な場合は、監視カメラ・モニターの設置も必要。

1. (1) S SにおけるEV・PHV充電サービスに対する保安規制

②電気事業法

□ S SへのEV・PHV向けの充電器の設置に伴い、S Sの受電電圧が高圧又は特別高圧となる場合には、電気事業法に基づき、自家用電気工作物として、

(i) 保安規程の作成

(ii) 電気主任技術者の選任

が必要となります。

(i) 保安規程の作成

- 保安規程を作成し、所轄の経済産業省産業保安監督部(P27,28参照)に届け出ることが必要です。

(ii) 電気主任技術者の選任

- 電気主任技術者制度には、自社選任、外部選任、選任許可、外部委託の4類型があり、**外部委託であれば、設備に常駐せず、1人で複数の設備の管理が可能**です。
- 外部委託については、電気保安法人等と保安管理委託契約を締結し、かつ、所轄の産業保安監督部の承認を受けることが必要です。
- 外部委託以外の選任については、所轄の産業保安監督部に届け出ること又は許可を受けることが必要です。

選任形態	自社選任	外部選任	選任許可	外部委託	
選任対象	設置者又はその役員若しくは従業員のうち主任技術者免状の交付を受けている者	所定の要件を満たす派遣労働者等のうち主任技術者免状の交付を受けている者	主任技術者免状の交付を受けていない者であって所定の要件を満たす者	(個人) 電気管理技術者	(法人) 電気保安法人
管理できる設備の規模	充電器の出力等無制限	充電器の出力等無制限	S Sの契約電力が500キロワット未満	S Sの受電電圧が高圧まで	
常駐／非常駐	常駐			非常駐	
所要の手続	産業保安監督部への届出	産業保安監督部への届出	産業保安監督部への許可申請	産業保安監督部への承認申請	

1. (2) SSにおける水素充填サービスに対する保安規制

① 消防法

□ SSに水素ステーション（以下「水素ST」）を設置する場合は、消防法に基づき、所轄の消防署の審査を経て市町村長の許可が必要になります。

□ 水素STの設置についてはディスペンサー（FCVへの水素充填機）の設置場所やガソリン流入防止措置等について規制があります。

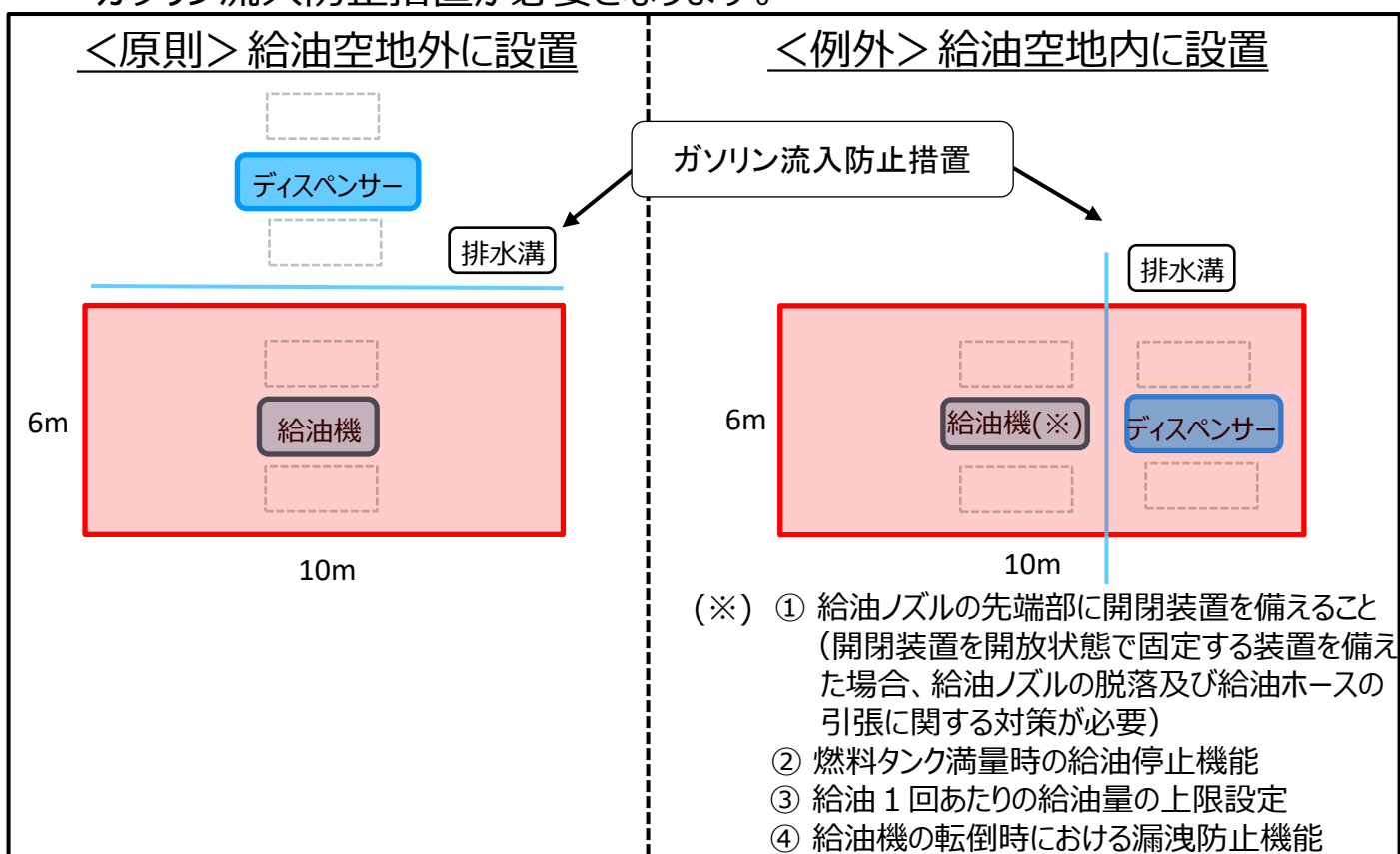
（i）ディスペンサーの設置場所：原則、給油空地（給油機の周囲10m×6m）や注油空地（以下「給油空地等」）の外に設置することが必要

（ii）ガソリン流入防止措置：給油中に漏れたガソリンの水素充填エリアへの流入を防ぐための措置が必要

（i）ディスペンサーの設置場所

○ 原則、ディスペンサーは、給油空地等の外に設置することが必要ですが、

i) 安全対策(※)を講じた固定給油設備（給油機）への入替え、ii) 給油機へのガソリンの供給を緊急停止する装置の設置を行えば、給油空地等の中にディスペンサーを設置することができます。なお、この場合においても、ガソリン流入防止措置が必要となります。



（ii）ガソリン流入防止措置

○ 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れたガソリン等が、ディスペンサーに達することを防止するため、排水溝の設置等が必要となります。

1. (2) S Sにおける水素充填サービスに対する保安規制

②高圧ガス保安法

- 水素STの設置には、**都道府県知事の許可又は届出**が必要です。
- 高圧ガス設備（圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー等）の設置には、**離隔距離や保安体制の確保**が必要です。

(i) 離隔距離：原則、水素漏えい・爆発の影響を踏まえ、高圧ガス設備の設置には**敷地境界から8 m以上の距離（離隔距離）の確保が必要**

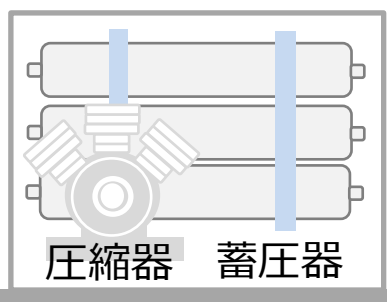
(ii) 保安体制：i) 危害予防規程や保安教育計画の作成
ii) 保安監督者の選任
が必要

(i) 離隔距離等の基準（都市型ST※1の場合）

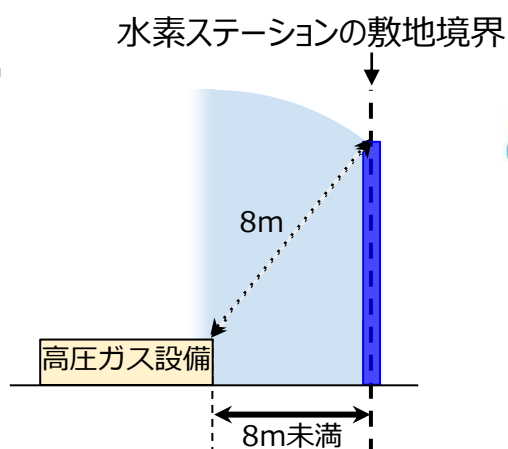
類型	隔離距離
i) 圧縮機とディスペンサーとの間の障壁 障壁構造化されたパッケージ設備の場合	障壁不要
ii) 高圧ガス設備と敷地境界との離隔距離 障壁の最も高い箇所から高圧ガス設備までの距離が8 mの 障壁の設置	0～8 m未満
iii) ディスペンサーと公道との離隔距離 水素漏えい範囲を限定できるディスペンサー※2	5 m

i) パッケージ化

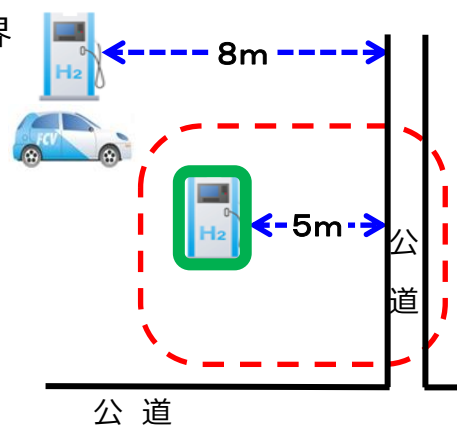
圧縮器等を一つの筐体
に格納し、外壁を障壁化



ii) 障壁の設置



iii) 水素漏えい範囲限定型
ディスペンサー（※2）



※1第7条の3第2項の技術基準に適合し、学校、病院等の保安物件に対する設備距離を短縮したステーション

※2業界規格（JPEC-S 0008(2017)）に適合した適切な構造（水平方向への水素漏えいを防止したもの）のディスペンサー

1. (2) SSにおける水素充填サービスに対する保安規制

(ii) 保安体制

i) 危害予防規程・保安教育計画

- 技術基準の遵守の他、災害の発生の予防のために必要なものを事業者自らの責任において確保するため、危害予防規程、保安教育計画を作成し、都道府県の高圧ガス保安法担当部署（P29参照）に届け出ることが必要です。

ii) 保安監督者の選任

- 水素STの保安を監督する者（保安監督者）の選任が必要です。
- 保安監督者等が一定の要件を満たす場合には、2箇所以上の水素STを監督することができます。

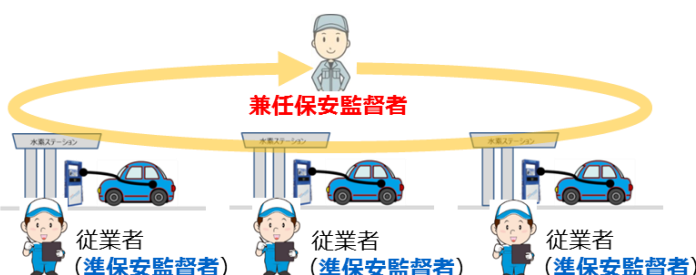
<保安監督者の要件>

類型 1	類型 2	類型 3
1. 高圧ガス製造保安責任者の免状を持つ者（甲種化学、甲種機械、乙種化学、乙種機械、丙種化学の資格保有者） 2. 圧縮水素または液化水素の製造に関する6か月以上の経験	1. 高圧ガス製造保安責任者の免状を持つ者（甲種化学、甲種機械、乙種化学、乙種機械、丙種化学の資格保有者） 2. 圧縮天然ガススタンドでの圧縮天然ガスまたは液化天然ガスの製造6ヶ月以上の経験 3. 圧縮水素スタンドの保安に関する講習を修了	1. 高圧ガス製造保安責任者の免状を持つ者（甲種化学、甲種機械、乙種化学、乙種機械の資格保有者） 2. 可燃性ガスの製造6ヶ月以上の経験 3. 圧縮水素スタンドの保安に関する講習を修了

<保安監督者の兼任>

保安監督者が兼任を行う場合の保安管理体制

- 保安監督者等が一定の要件を満たす場合、当該保安監督者は、保安の監督に係る業務について、2箇所以上(職務を全うできる範囲内)の圧縮水素スタンド等を兼務することを許容（⇒以下「**兼任保安監督者**」という。）。
- 兼任保安監督者とは別に、スタンドごとに「**準保安監督者**」を選任し、平常時の巡視点検や緊急時対応を行わせる。
- 兼任保安監督者は常駐する必要はない（常に連絡が取れる体制を確保。）が、**準保安監督者は常駐する**。



◎ 上記の兼任の措置は、**有人の圧縮水素スタンド**が対象です。

■ 兼任保安監督者の要件

- 保安監督者の法的要件(製造保安責任者免状+圧縮水素の製造に関し6月以上の経験等)を満たすこと。
- 圧縮水素スタンドにおける**保安監督者としての6月以上の実務経験及び従業者を指揮する能力を有すること**。
- 基本的に専任の場合と同様、保安統括者等の職務を行うこととし、平常時は1週間に1回以上、緊急時は少なくとも異常を覚知してから24時間以内に現場に赴き、保安の維持の状況等を自ら確認すること。

■ 準保安監督者の要件

- 圧縮水素の製造に関し**1年以上の経験を有する者**又は**同等以上の能力を有する者**であり、圧縮水素スタンド等の設備の構成及び運転業務を熟知し、平常時、緊急時ともに適切に職務が遂行できる者であること。

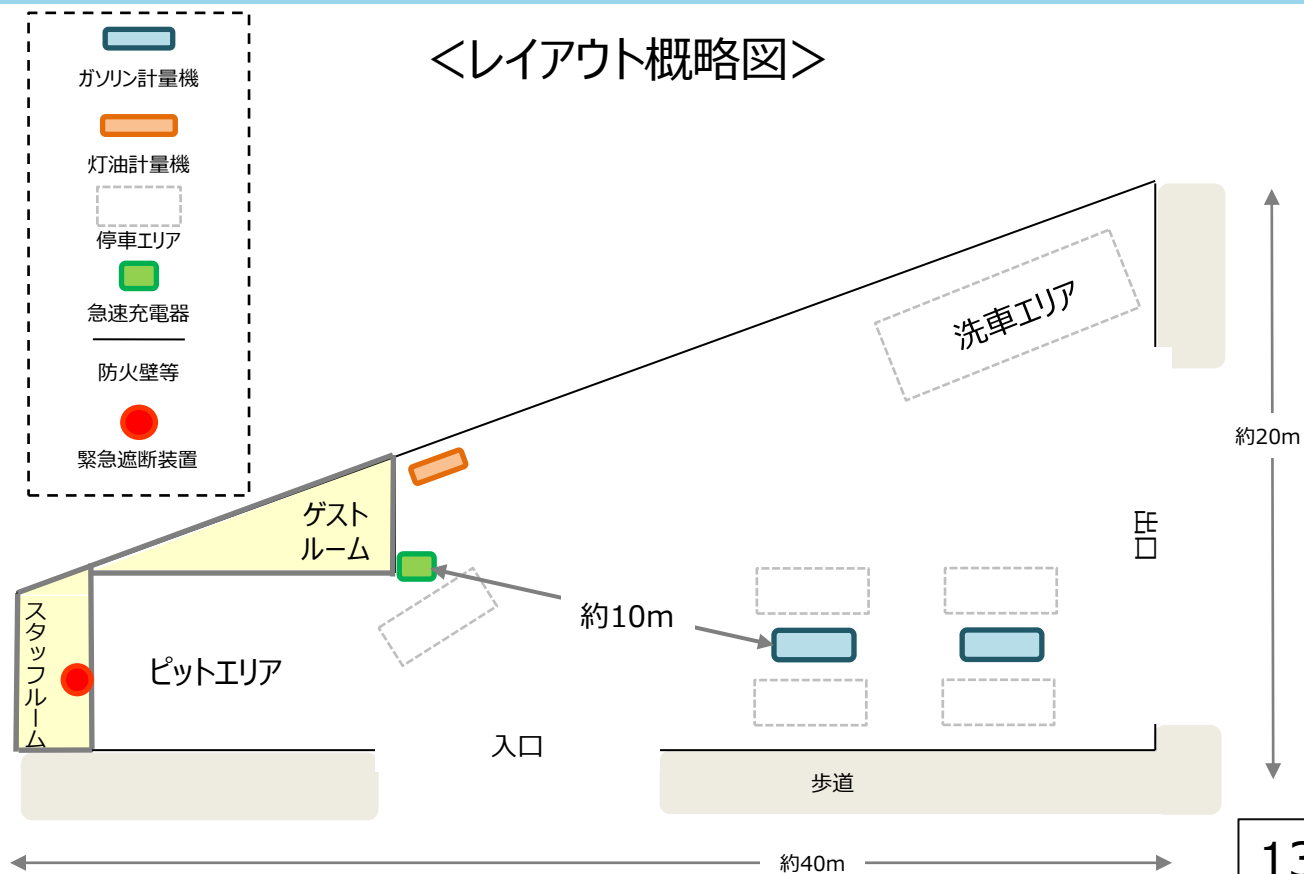
■ その他の要件

- 兼任保安監督者、準保安監督者その他従業者の**責任権限及び指揮命令系統を明確に**すること。
- 事業者は、同時発災を想定し、**緊急時における組織的な支援体制**を確保すること。
- 事業者は、**同時発災時を想定した訓練**を行うとともに、従業者に対する**保安教育を実施**すること。

これらの内容を盛り込んだ**危害予防規程・保安教育計画**を整備

2. EV・PHV充電サービスの事例

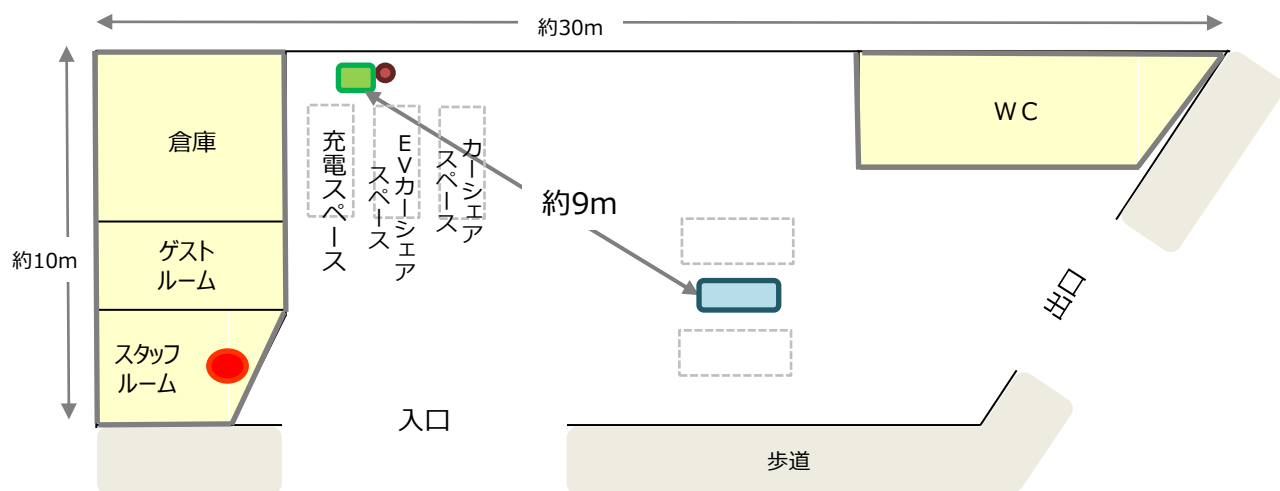
- ①総合エネルギー拠点の類型：S S + EV・PHV向け充電サービス
- ②運営会社：小林産業株式会社（コスモ系列）
- ③所在地：兵庫県 伊丹市
- ④敷地面積：約500㎡（小型）
- ⑤充電インフラ導入費：約600万円
- ⑥補助金の利用：なし
- ⑦設置している充電器の出力：25kW
- ⑧計量機から充電器までの距離：約10m（緊急遮断装置を設置）
- ⑨電力契約：1 地点 2 契約方式により、SS用の電気とは別に、充電器用の低圧契約を締結
- ⑩電気主任技術者の確保：低圧電力を受電しているため電気主任技術者の確保の必要なし
- ⑪充電インフラを設置する上での工夫：
 - ・敷地面積が狭く、設置場所が限られるため、小型の急速充電器を探した。
 - また、お客様の利便性を考え、実際に充電していただけたようなお客様の立ち会いの下で設置場所を決定した。



事例EV2：セルフピュア新宿中央SS（屋内・小型SSに設置）

- ①総合エネルギー拠点の類型：SS + EV・PHV向け充電サービス
+ EVカーシェアサービス
- ②運営会社：コスモ石油販売株式会社南関東カンパニー
- ③所在地：東京都 新宿区
- ④敷地面積：約300m²（小型・屋内型）
- ⑤充電インフラ導入費：約1,000万円
- ⑥補助金の利用：あり（機器購入費・工事費）
- ⑦設置している充電器の出力：50kW
- ⑧計量機から充電器までの距離：約9m（緊急遮断装置を設置）
- ⑨電力契約：1地点2契約方式により、SS用の電気とは別に、充電器用の低圧契約を締結。負荷設備契約の算定方法により契約電力が50kW未満となるため低圧契約が可能。
- ⑩電気主任技術者の確保：低圧電力を受電しているため電気主任技術者の確保の必要なし
- ⑪屋内型SSに充電インフラを設置する上での対応：
 - ・可燃性のガソリン蒸気の屋内滞留に備え、緊急遮断装置を可燃性ガス検知装置と連動させた。

＜レイアウト概略図＞

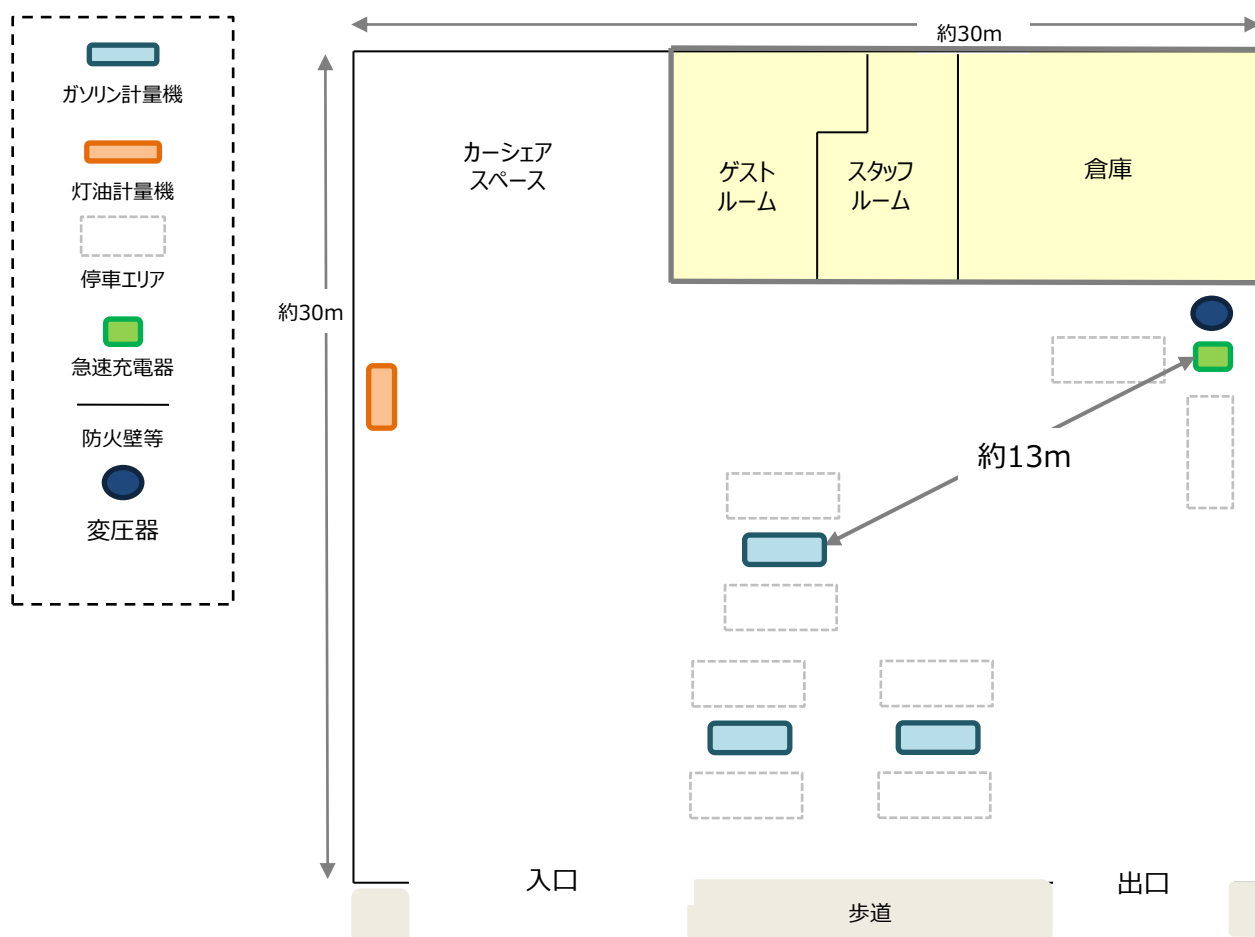


ガソリン計量機 停車エリア 急速充電器 防火壁等 緊急遮断装置 可燃性ガス検知機

事例EV3：セルフピュア谷津SS（超高速充電器を設置）

- ①総合エネルギー拠点の類型：SS + EV・PHV向け充電サービス
- ②運営会社：コスモ石油販売株式会社東関東カンパニー
- ③所在地：千葉県 習志野市
- ④敷地面積：約900m²（中型）
- ⑤充電インフラ導入費：約1200万円
- ⑥補助金の利用：なし
- ⑦設置している充電器の出力：2口で最大120kW（1口では最大90kWで運用）
- ⑧計量機から充電器までの距離：約13m
- ⑨電力契約：1地点2契約方式により、SS用の電気とは別に、充電器用の高圧契約を締結
- ⑩電気主任技術者の確保：外部委託
- ⑪超急速充電器を設置する上での工夫：
 - ・変圧器を地面ではなく電柱に設置することによる省コスト・省スペース化

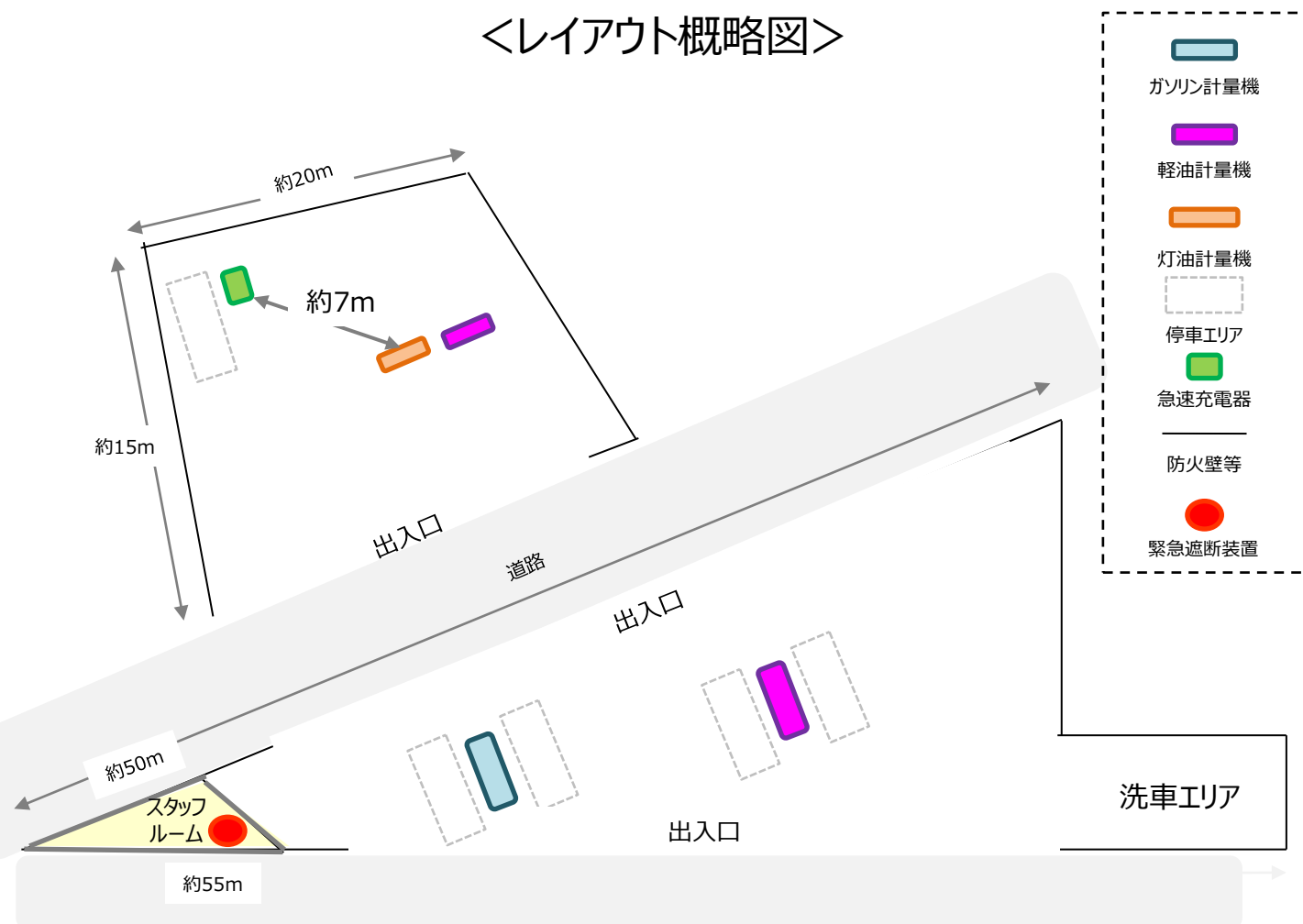
＜レイアウト概略図＞



事例EV 4：杷木SS（急速充電器を設置）

- ①総合エネルギー拠点の類型：SS + EV・PHV向け充電サービス
- ②運営会社：有限会社斎藤石油店（ENEOS系列）
- ③所在地：福岡県 朝倉市
- ④敷地面積：約1,200m²（900m² + 300m²）（大型）
- ⑤充電インフラ導入費：約700万円
- ⑥補助金の利用：あり（機器購入費・工事費）
- ⑦設置している充電器の出力：45kW
- ⑧計量機から充電器までの距離：約7m（緊急遮断装置を設置）
- ⑨電力契約：SS用の低圧契約の中で、充電器用の電力を確保
- ⑩電気主任技術者の確保：低圧電力を受電しているため電気主任技術者の確保の必要なし

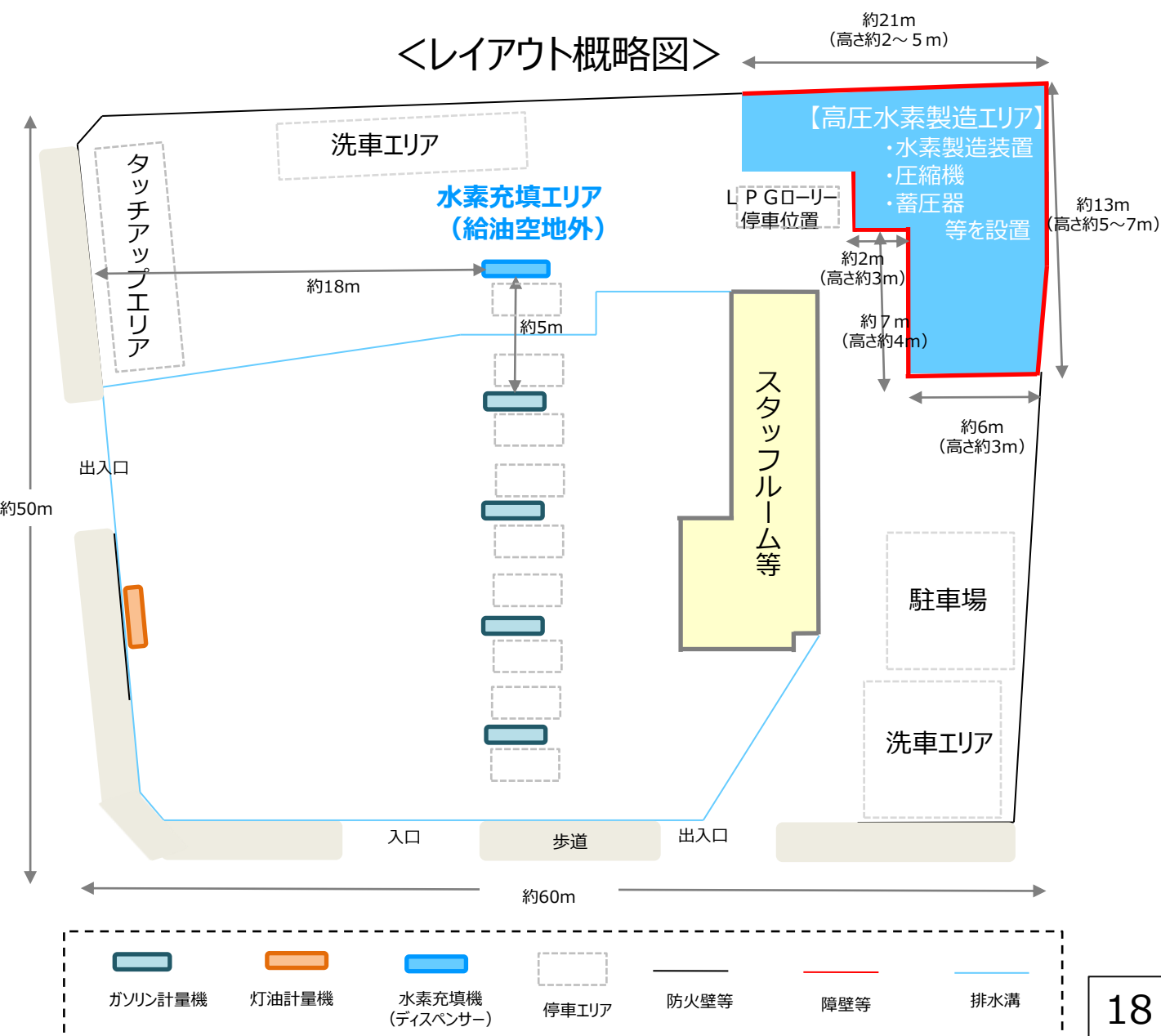
<レイアウト概略図>



3. 水素充填サービスの事例

事例水素 1 : Dr.Driveセルフ神の倉店（オンサイト型）

- ①総合エネルギー拠点の類型：SS + 水素ステーション
- ②水素STのタイプ：オンサイト方式(※)
(※) ST内で、LPGから水素を製造
- ③運営会社：(株) ENEOSフロンティア中部カンパニー
- ④所在地：愛知県 名古屋市 緑区
- ⑤敷地面積：約3,000m²（大型）
- ⑥補助金の利用：あり（設備整備費・工事費・運営費）
- ⑦保安監督者の確保：
・関係会社からの資格者の出向



事例水素2：鹿島SS・いわき鹿島水素ステーション（オフサイト型）

①総合エネルギー拠点の類型：SS＋水素ステーション

②水素STのタイプ：オフサイト方式（※）

（※）外部から調達した高圧水素の圧力を更に高めて販売

②運営会社：根本通商株式会社（コスモ系列）

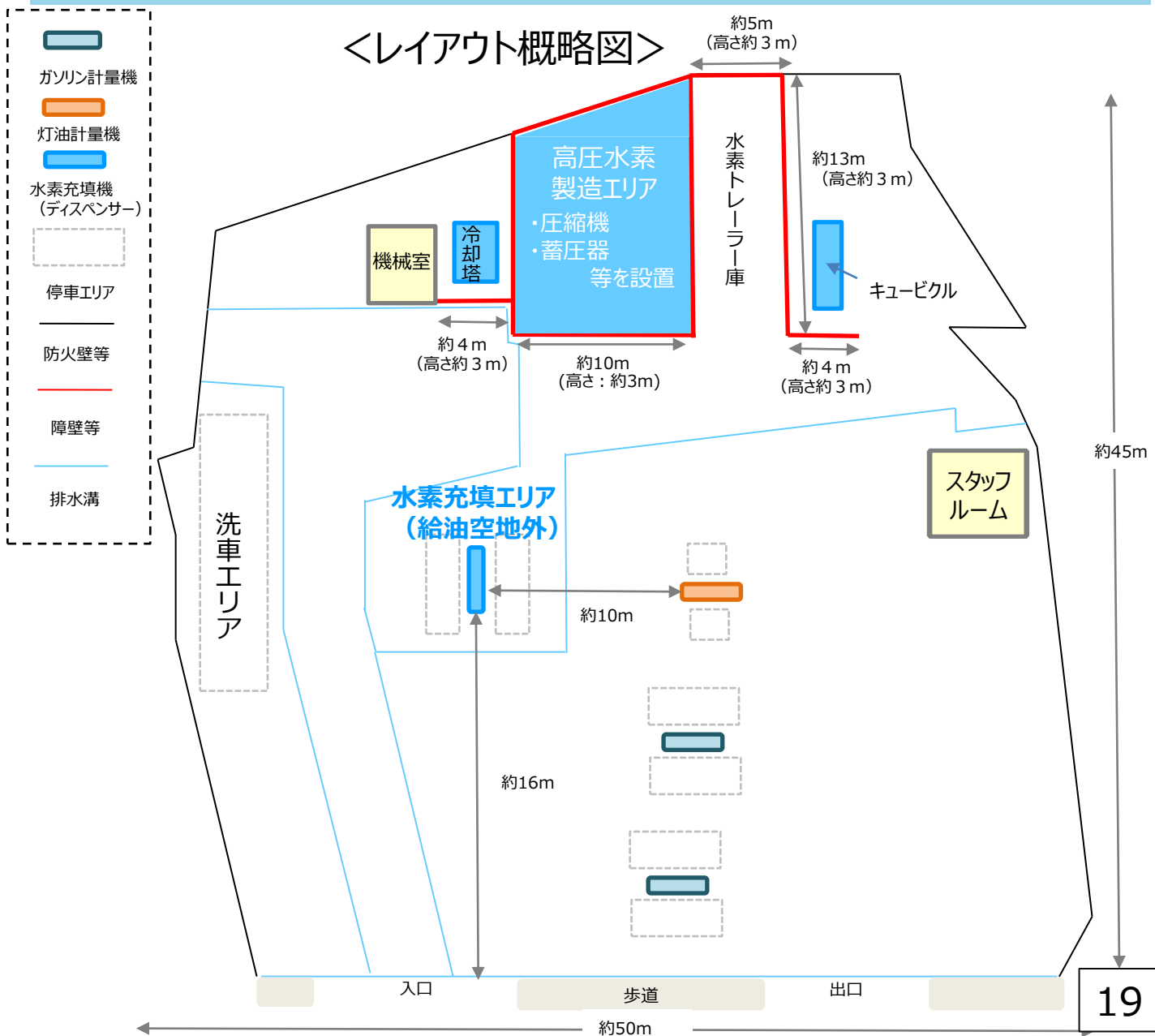
③所在地：福島県 いわき市

④敷地面積：約2,000m²（大型）

⑥補助金の利用：あり（設備整備費・工事費・運営費）

⑦保安監督者の確保：

- ・人材派遣会社を利用した資格者の確保
- ・従業員による資格取得



4. 補助制度

4. (1) 充電器の設置に対する補助制度について

クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金

EV・PHV用の充電設備を「新品」で購入して設置される方に、その導入費用の負担軽減のために補助金を交付する事業です。

【補助対象となるS Sの要件】

○ S Sが補助金を申請する際には、以下の①～⑦の要件を全て満たすとともに、入替設置については、以下の①～⑧の全てを満たすことが必要です。

- ①設置場所が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。
- ②充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等の特に認められる料金は徴収できます。
- ③所定の条件を満たした充電場所を示す案内板をS Sの入口に設置すること。
- ④充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況および空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とする。
- ⑤設置場所が揮発油販売業者の給油所として登録されていること。
- ⑥充電設備を設置するにあたり、関係する法令等を遵守していること。
- ⑦充電設備が24時間利用の可否を申告すること。24時間の利用ができない場合は、利用可能時間とその理由を申告すること。
- ⑧入替設置については、既設充電設備を設置してから5年以上が経過していること。

【補助対象経費・補助率・補助金額】

補助対象経費	補助率	補助上限額		
充電設備の購入費 全ての充電設備が対象	定額 (1/1以内) ※普通充電は 1/2以内	充電設備の型式ごとに 設定		
充電設備の設置工事費 (1) 充電設備設置工事費 (2) 案内板設置工事費 (3) 付帯設備設置工事費 (4) その他設置にかかる費用	定額 (1/1以内) ※入替は 1/2以内	50kW以上	280万円	高圧受電設備は、 150kW以上： 上限400万円、 90～150kW： 上限300万円、 50=90kW： 上限200万円
		10kW以上 50kW未満	216万円	
		普通・コンセ ントスタンド	135万円	
		コンセント (平置き)	95万円	

4. (1) 充電器の設置に対する補助制度について

【SSに関する昨年からの変更点】

	令和3年度	令和4年度 ※令和3年度補正事業
対象充電器	急速充電器のみ	全ての充電器
高圧受電設備設置工事費	補助対象外	補助対象

【公募スケジュール】

公募申請期間：令和4年4月14日（木）～9月30日（金）

【お問い合わせ先】

一般社団法人次世代自動車振興センター
充電インフラ部（充電インフラ整備補助関係）
TEL：03-3548-9100

その他の詳細については、以下のページ（以下のQRコード）をご覧ください。

<http://www.cev-pc.or.jp/>



4. (2) 水素ステーション併設に対する補助制度について

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金

民間団体等及び個人事業者が、燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備の整備費用の一部と水素ステーションの運営費の一部をそれぞれ補助するものです。

(i) 設備の整備費の支援

【補助対象となる設備の要件】

- ① 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備であること。
- ② 新設の設備であること、又は次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - (1) 本補助金で設置された移動式水素供給設備につき、より効率的な運用を行うために、当該移動式水素供給設備を所有する補助事業者が、設置場所及び運用場所を変更する際に変更先において新設となる追加設備であり、本規程第9条により計画変更申請を行い、センターに承認されたもの。
 - (2) 国等の補助、助成、委託等を受け実施した事業で使用し、かつ当該事業が終了した設備を導入する場合、及び当該設備を転用し、増設・改造する場合、または本補助金で設置された水素供給設備について、事業運営の効率化のために設備を増設・改造する場合にも適用する。

【補助対象経費】

水素供給設備一式	受電設備、原料ガス設備、水素製造装置、水素液化装置、液化水素貯槽・気化器、水素輸送用設備・接続装置、圧縮機、蓄圧機、ディスプレイ、プレクーラー、冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、散水設備・貯水槽、制御装置・監視装置・検知警報設備、その他設備
設計・工事・経費等一式	設計費、官公庁申請費、基礎工事費、撤去工事費、現地配管工事費、据付工事費、試運転調整費、舗装工事費、給排水設備工事費、照明設備工事費、電気工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、諸経費、工事負担金

4. (2) 水素ステーション併設に対する補助制度について

【補助金額・補助率】

水素供給設備の規模	水素供給能力 (Nm3/h)	供給方式	補助率	補助上限額 (百万円)
大規模	500以上		1 / 2	350
中規模①	300以上 500未満	パッケージを含むもの	2 / 3	250
		上記に該当しないもの	1 / 2	250
中規模②	50以上 300未満	パッケージを含むもの	2 / 3	180
		上記に該当しないもの	1 / 2	180
オプション (移動式、小規模は対象外)		オンサイト水素製造装置(SMR、水電解)	既設： 1 / 2 新設：水素 供給設備規 模・供給方式 による	60
		液化水素対応設備		40
		2レーン化またはレーン増設 (ディスペンサー増加分、付帯設備増強含む)		150 (大規模) 100 (中規模)
		遠隔監視設備		10
移動式	50以上 300未満	移動式	1 / 2	130
		移動式の移設	2 / 3	33
小規模	50未満	定置式	2 / 3	100
水素集中製造設備 (供給先水素供給設備 1 設備当たり、ただし 10 設備を上限とする)			1 / 2	60
水素集中液化設備			1 / 2	2,500

【公募スケジュール】

第1回：令和4年4月1日（金）～4月21日（木）

第2回：概ね7月頃を目途に予算進捗状況により二次募集受付

第3回：概ね10月頃を目途に予算進捗状況により三次募集受付

【お問い合わせ先】

一般社団法人次世代自動車振興センター

水素インフラ部（水素供給設備補助関係）

（TEL：03-3548-3240 / FAX：03-3241-2520）

※その他の詳細は、以下のページ（以下のQRコード）をご覧ください。

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/suiso_outline_r04.html



4. (2) 水素ステーション併設に対する補助制度について

(ii) 水素ステーションの運営費の支援

【補助対象となる事業活動】

- ① 水素供給設備を商用の目的で運用することを通じて行う活動であること。
- ② 燃料電池自動車等の新規需要を喚起するための活動であること。
- ③ 水素供給設備整備事業費補助金又は燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金又はクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金の交付を受けて整備された水素ステーション、又はこれらの補助金の目的に合致し、かつ同等以上の性能を有する水素ステーションを活用する活動であること。

【補助対象経費】

新規需要 創出活動費	人件費、修繕費、警備費、水道光熱費、通信費、消耗品費、賃借料、印刷費、業務委託費、外注費、保険料、その他
管理費	一般管理費、諸経費

【補助金額・補助率】

区分	補助率	補助上限額 (百万円)
大規模 (500Nm ³ /h以上)	2 / 3	28
中規模① (100Nm ³ /h以上500Nm ³ /h未満)	2 / 3	22
中規模② (50Nm ³ /h以上100Nm ³ /h未満)	2 / 3	16
小規模 (50Nm ³ /h未満)	2 / 3	10
移動式 (運用場所が1か所)	2 / 3	22
移動式 (運用場所が2か所以上)	2 / 3	26

【公募スケジュール】

令和4年3月31日(木)～12月23日(金)

【お問い合わせ先】

一般社団法人次世代自動車振興センター

水素インフラ部 (水素供給設備補助関係)

(TEL : 03-3548-3240 / FAX : 03-3241-2520)



※その他の詳細は、以下のページ (右のQRコード) をご覧ください。

http://www.cevpc.or.jp/hojo/suiso_outline_juyo_r03hosei.html

5. 関係機関連絡先

5. 関係機関連絡先

本資料についての問い合わせ先

資源エネルギー庁石油流通課

TEL : 03-3501-1320

充電サービス関連

(1) 消防法関係

消防法関係については、所轄の消防署にお問い合わせください。

(2) 電気事業法関係

電気主任技術者制度については、各産業保安監督部にお問い合わせください。

	電話番号	管轄区域
北海道産業保安監督部	011-709-1795 (電力安全課)	北海道
関東東北産業保安監督部東北支部	022-221-4947 (電力安全課)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
関東東北産業保安監督部	048-600-0386 (電力安全課)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡
中部近畿産業保安監督部	052-951-2817 (電力安全課)	長野県、愛知県、岐阜県（北陸産業保安監督署及び近畿支部の管轄区域を除く。）、静岡県（関東東北産業保安監督部の管轄区域を除く。）、三重県（近畿支部の管轄区域を除く。）
北陸産業保安監督署	076-432-5580 (直通)	富山県、石川県、岐阜県のうち飛騨市（平成16年1月31日における旧古城郡神岡町及び宮川村（昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）、郡上市（平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）、福井県（近畿支部の管轄区域を除く。）
中部近畿産業保安監督部近畿支部	06-6966-6052 (電力安全課)	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（中国四国産業保安監督部の管轄区域を除く。）、福井県のうち小浜市、三方郡、大飯郡、三方上中郡、岐阜県のうち不破郡関ヶ原町（昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。）、三重県のうち熊野市（昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。）、南牟婁郡
中国四国産業保安監督部	082-224-5742 (電力安全課)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市（昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県のうち小豆郡、香川郡、愛媛県のうち今治市（平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡
中国四国産業保安監督部四国支部	087-811-8585 (電力安全課)	徳島県、香川県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、愛媛県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、高知県

5. 関係機関連絡先

	電話番号	管轄区域
九州産業保安監督部	092-482-5519（電力安全課）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
那覇産業保安監督事務所	098-866-6474（直通）	沖縄県

（３）電気保安法人一覧

各産業保安監督部のホームページに掲載している電気保安法人の一覧を案内いたします。

	管内の電気保安法人一覧
北海道産業保安監督部	https://www.safety-hokkaido.meti.go.jp/denki_hoan/e_list/list.htm
関東東北産業保安監督部 東北支部	https://www.safety-tohoku.meti.go.jp/denki/denkihoan/jikayoudenki_kakusyutetsuduki.htm
関東東北産業保安監督部	https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/jikayou/data/PDF/02-1.pdf
中部近畿産業保安監督部	https://www.safety-chubu.meti.go.jp/denryoku/jikayou/data/hoanhojin.pdf
北陸産業保安監督署	https://www.safety-chubu.meti.go.jp/hokuriku/denki/jikayo/houjinichiran.htm
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	https://www.safety-kinki.meti.go.jp/denryoku/jikayou/gaibuitaku/denkihoanhoujinitiran.htm
中国四国産業保安監督部	https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/denki/jikayou/file/houjinitiran.pdf
中国四国産業保安監督部 四国支部	https://www.safety-shikoku.meti.go.jp/skh_d8/01_jikayou/gaibuitaku/houjin_list.html
九州産業保安監督部	https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/denki/shinsei/jikayo/hoanhojin_list.htm
那覇産業保安監督事務所	https://www.safety-naha.meti.go.jp/denkihoan/files/20211004_denkihoanhoujin.pdf

（４）充電インフラ整備事業

①経済産業省担当部署

製造産業局自動車課

TEL：03-3501-1690

資源エネルギー庁石油流通課

TEL：03-3501-1320

②補助金執行団体

一般社団法人次世代自動車振興センター充電インフラ部

TEL:03-3548-9100

水素充填サービス関連

(1) 消防法関係

消防法関係については、所轄の消防署にお問い合わせください。

(2) 都道府県高圧ガス保安法担当部署連絡先

高圧ガス保安法の手続等については、各都道府県の高圧ガス担当部署にお問い合わせください。

	部署名	電話番号		部署名	電話番号
北海道	環境・工務課-室	011-204-5321	滋賀県	防災危機管理局	077-528-3433
青森県	消防保安課	017-734-9392	京都府	消防保安課	075-414-4471
岩手県	消防安全課	019-629-5556	大阪府	消防保安課	06-6944-6653
宮城県	消防課	022-211-2377	兵庫県	産業保安課	078-362-9826
秋田県	総合防災課	018-860-4566	奈良県	消防救急課	0742-27-5422
山形県	消防救急課	023-630-2228	和歌山県	危機管理・消防課	073-441-2263
福島県	消防保安課	024-521-7189	鳥取県	消防防災課	0857-26-7063
茨城県	消防安全課	029-301-2891	島根県	消防総務課	0852-22-5888
栃木県	工業振興課	028-623-3196	岡山県	消防保安課	086-226-7296
群馬県	消防保安課	027-226-2247	広島県	消防保安課	082-513-2791
埼玉県	化学保安課	048-830-8443	山口県	消防保安課	083-933-2374
千葉県	産業保安課	043-223-2736	徳島県	消防保安課	088-621-2282
東京都	環境保安課	03-5388-3543	香川県	危機管理課	087-832-3190
神奈川県	消防保安課	045-210-3489	愛媛県	消防防災安全課	089-912-2320
新潟県	消防課	025-282-1666	高知県	消防政策課	088-823-9696
富山県	消防課	076-444-4588	福岡県	工業保安課	092-643-3439
石川県	消防保安課	076-225-1481	佐賀県	消防保安室	0952-25-7027
福井県	危機対策・防災課	0776-20-0309	長崎県	消防保安室	095-895-2147
山梨県	消防保安課	055-237-1434	熊本県	消防保安課	096-333-2117
長野県	産業技術課	026-235-7133	大分県	消防保安室	097-506-3160
岐阜県	消防課	058-272-1123	宮崎県	消防保安課	0985-26-7065
静岡県	消防保安課	054-221-2076	鹿児島県	消防保安課	099-286-2262
愛知県	消防保安課 産業保安室	052-954-6197	沖縄県	産業政策課	098-866-2330
三重県	消防・保安課	059-224-2183			

(3) 燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金

①経済産業省担当部署

資源エネルギー庁新エネルギーシステム課

TEL：03-3501-7807

資源エネルギー庁石油流通課

TEL：03-3501-1320

②補助金執行団体

一般社団法人次世代自動車振興センター水素インフラ部

TEL:03-3548-3240